（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十六条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」を「国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令」に改め、同条の表改正前欄の国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十一条の表の第七十四条ノ二の項中

第七十四条ノ二
（胎児出生の届出） **第七十四条ノ十二**　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ社会保険庁長官ニ提出スベシ 一　届出者ノ生年月日 二　障害年金証書ノ記号番号 三　胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2　前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ
（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出） **第七十四条ノ十三**　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者をいう。以下本条ニ於テ同ジ）又ハ子（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル子（以下本条ニ於テ同ジ）ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ 一　届出者ノ生年月日 二　障害年金証書ノ年金コード 三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名 四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由 2　前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ 一　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本 二　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類 三　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書

を

第七十四条ノ二
（胎児出生の届出） **第七十四条ノ十二**　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ提出スベシ 一　届出者ノ生年月日 二　障害年金証書ノ記号番号 三　胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名 2　前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ
（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出） **第七十四条ノ十三**　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者をいう。以下本

第七十四条ノ二